

週休2日工事の実施について（改正の概要）

令和7年3月

1. 改正の目的

担い手不足が懸念されている建設業界において、若手の技術者及び技能労働者の確保・育成が重要な課題となっていることから、若年技術者等の入職の促進及び建設現場における働き方改革を推進していくため、令和6年3月より「週休2日工事」を実施しています。

令和6年度の国や北海道の改正に伴い、本市における取組についても推進を図るため、改正を行います。

2. 改正の内容

基本的には、**R6.10月適用の北海道の要領に準拠します。**

- 土木・空港工事：週休2日工事に関する実施要領
- 宮繕工事：宮繕工事における週休2日工事実施要領

内 容	現 行	改正（案）
① 実施形態	通期（工期全体）での実施 （受注者希望型、減額補正型）	月単位での実施 （受注者希望型、減額補正型は継続）
② 区 分	基本4週8休、4週6休、7休も選択可	4週8休以上のみ（7休以下は廃止）
③ 交替制	未実施	・現場閉所が困難な場合に実施（土木・空港） ・未実施（宮繕）
④ 補正方法	通期での実施	通期のみと月単位実施の2段階
⑤ 猛暑日	なし	不稼働日に加える

3. 対象工事

- 週休2日工事：現場閉所が可能なすべての工事
- 週休2日工事交替制：社会的要請や時間的な制約などにより現場閉所を行うことが困難な工事（土木、空港工事のみ）

※ 災害復旧、緊急対応、工期末に制限のある工事等で、週休2日による実施に適さない工事は除く。

4. 経費の補正 R6.10月適用の北海道要領に準拠します。

- 当初予定価格から月単位の週休2日以上を前提とした経費の補正を行う。
- 受注者が月単位の週休2日による施工を希望しない場合又は現場閉所の達成状況の結果、月単位の週休2日に満たない場合は通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の週休2日に満たない場合は、補正係数を乗じない。
- 市場単価等についても補正の対象とする。

土木工事 空港工事	現場閉所		交替制		宮繕工事	現場閉所	
	通期	月単位	通期	月単位		通期	月単位
労務費	1.02	1.04	1.02	1.04	労務費	1.02	1.04
機械経費（賃料）	1.02	1.02	-	-	-	-	-
共通仮設費	1.02	1.03	-	-	-	-	-
現場管理費	1.03	1.05	1.01	1.03	-	-	-

5. 適用時期

令和7年3月5日以後に告示される工事について適用